

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一  
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

### 告示（選）

○参議院（東京都選出）議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………三

### 規程（水）

○東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程……………三

### 公告

○優良映画等の推奨……………四  
……………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）……………四

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………四  
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一）……………四  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五  
……………（同）……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………五  
……………（同）……………五

○参議院（東京都選出）議員選挙の候補者届出書等……………五

の事前審査……………（東京都選挙管理委員会）……………六

## 告示

### ●東京都告示第百三十八号

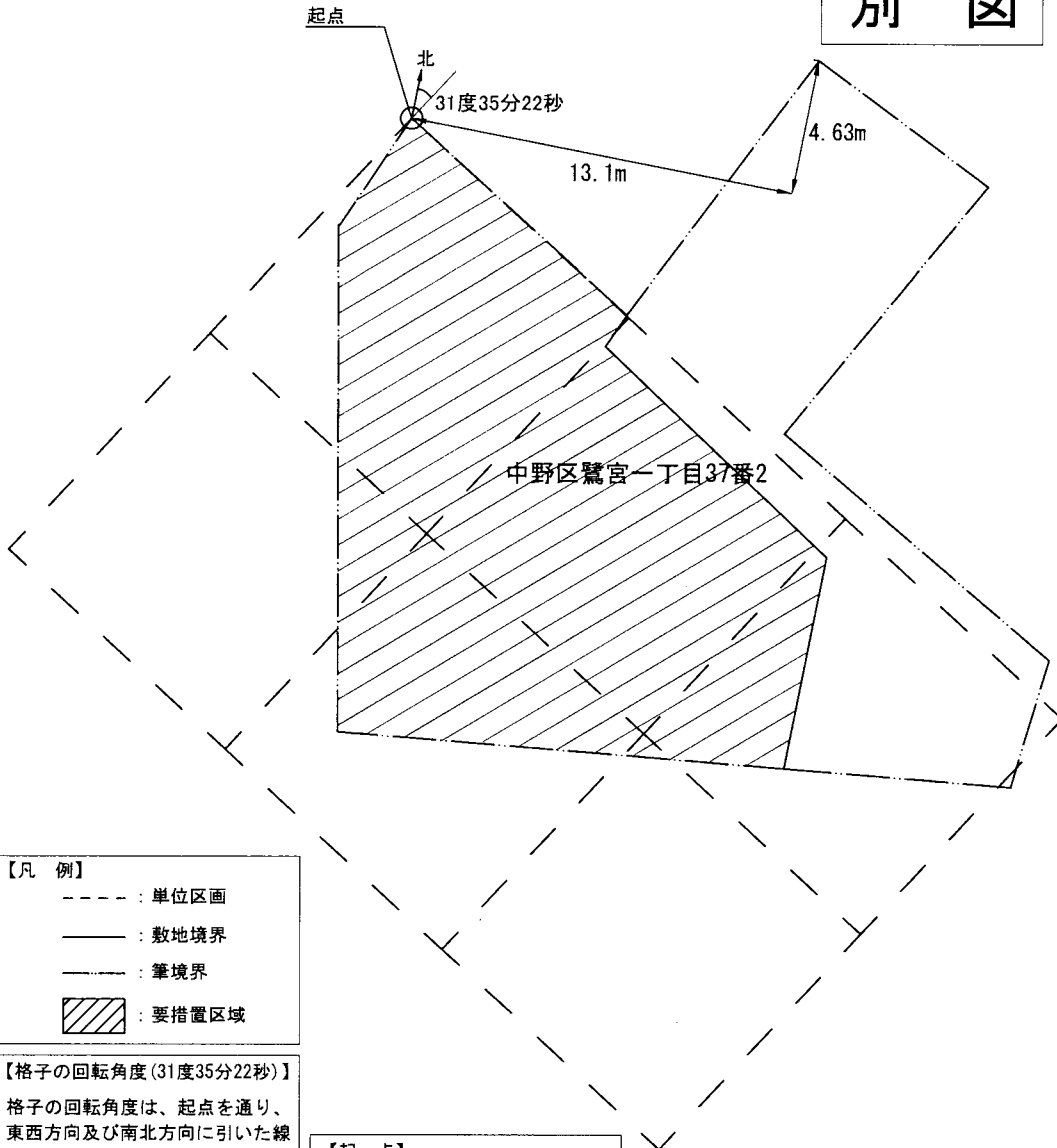
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（中野区鷺宮一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【凡 例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

【格子の回転角度(31度35分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、中野区鷺宮一丁目37番2の最北端から真南へ4.63m、真西へ13.1mの地点とする。

●東京都告示第百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

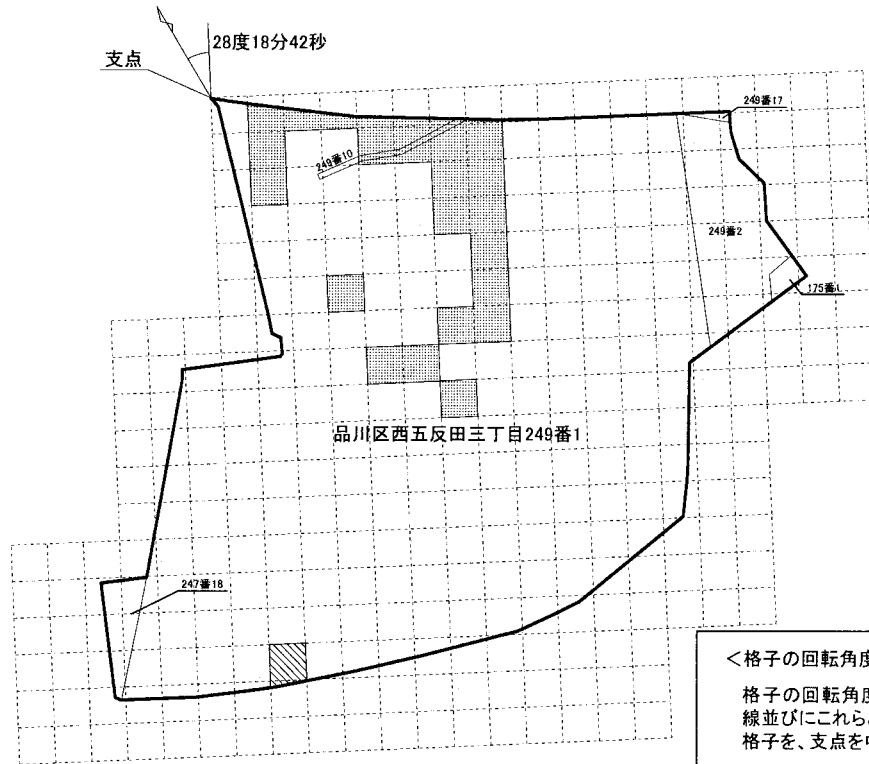
令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西五反田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<凡例>

- ..... 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成31年東京都告示第47号  
により指定した区域)

<支点>  
品川区西五反田三丁目249番1の  
最北端とする。

<格子の回転角度(28度18分42秒)>  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた  
線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている  
格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、令和元年七月二十八日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和元年六月十八日

東京都選挙管理委員会

放送の区分	基幹放送事業者	回数
テレビジョン放送	株式会社フジテレビジョン	一回
ラジオ放送	株式会社ニッポン放送	三回

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部  
を改正する規程

東京都水道局指名業者選定委員会規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三項第八号中「多摩水道改革推進本部調整部長」を「多摩水道改革推進本部技術調整担当部長」に改め、同項第十号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 委員長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。  
 第三条第五項中「及び水源管理事務所」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のおり推奨する。

令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四六一 映画 北の果ての Gekof 青少年を健全  
 小さな村で films、に育成する上  
 Franc で有益である  
 e3C と認める。  
 inema

四六二 映画 風をつかま アンドレア 同右  
 えた少年 ・カルダー  
 ウッド、ゲ  
 イル・イー  
 ガン 他

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法

施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ハッピーステップス

二 代表者の氏名

廣升 敦子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目二十二ー四 Space R

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十一年四月十八日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和元年六月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

立川駅南口合体ビル

二 店舗所在地

立川市柴崎町三丁目二番一号

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか三名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の店舗所在地

立川市柴崎町三丁目十のー一ほか

六 変更後の店舗所在地

立川市柴崎町三丁目二番一号

七 変更を行った設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

八 変更前の設置者の代表者名

清野 智（東日本旅客鉄道株式会社）ほか

九 変更後の設置者の代表者名

深澤 祐二（東日本旅客鉄道株式会社）ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称

ジェイアール東日本商業開発株式会社ほか十六名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称

ジェイアール東日本商業開発株式会社ほか三名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称

ジェイアール東日本商業開発株式会社ほか一名

十三 変更前の小売業者の住所

立川市柴崎町三丁目十一番二十一号（万田商事株式会社）

十四 変更後の小売業者の住所

立川市柴崎町三丁目六番二十九号（株式会社リプロプラス）

十五 変更前の小売業者

中尾 勝頼（ジェイアール東日本

<p>者の代表者名 商業開発株式会社) ほか</p> <p>十六 変更後の小売業 小沼 智子(ジェイアール東日本 商業開発株式会社) ほか 者の代表者名</p> <p>十七 変更日 令和元年五月七日ほか</p> <p>十八 届出日 令和元年五月二十一日</p> <p>十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>二十 縦覧期間 令和元年六月十八日から同年十月 十八日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和元年六月十八日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p>
<p>令和元年六月十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 立川駅南口合体ビル</p> <p>二 店舗所在地 立川市柴崎町三丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前七時ほか。ただし、一部店舗 のみ二十四時間営業</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午後十時ほか</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午後十時ほか。ただし、一部店舗 のみ二十四時間営業</p> <p>九 変更前の荷さばき 施設において荷さ ばきを行うことが できる時間帯</p> <p>十 変更後の荷さばき 施設において荷さ ばきを行うことが できる時間帯</p> <p>十一 変更日 令和元年五月二十二日</p> <p>十二 届出日 令和元年五月二十一日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和元年六月十八日から同年十月 十八日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和元年六月十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 BOOKOFF SUPER BAZA AR町田中央通り店(本・ソフト館)</p> <p>二 店舗所在地 町田市原町田四丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 株式会社宝永堂</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 町田市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和元年五月二十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年六月十八日から同年七月十八日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号)に定め る休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見 の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項 の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に</p>

供する。

令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 国分寺内藤一丁目プロジェクト

クト

イ 店舗所在地 国分寺市内藤一丁目二十二番地

ウ 設置者名 内藤 初枝

(二)ア 店舗名 (仮称) 本一色店舗計画

イ 店舗所在地 江戸川区本一色二丁目百六十四番一

ほか

ウ 設置者名 高津 弘ほか一名

(三)ア 店舗名 府中駅高架下店舗

イ 店舗所在地 府中市府中町一丁目三番地の五ほか

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

(四)ア 店舗名 東光ビル

イ 店舗所在地 目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

ウ 設置者名 丸紅リアルエステートマネジメント株式会社

(五)ア 店舗名 新宿パークタワー

イ 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目七番一号

ウ 設置者名 東京ガス不動産株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和元年五月三十日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振

興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)

四 縦覧期間

令和元年六月十八日から同年七月十八日まで。ただし、東京都の休日に  
関する条例(平成元年東京都条例第  
十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分  
まで。ただし、正午から午後一時ま  
でを除く。

参議院(東京都選出)議員選挙の候補者届出

書等の事前審査について

令和元年七月二十八日任期満了による参議院(東京都選  
出)議員選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり  
立候補届出書等の事前審査を行う。

令和元年六月十八日

東京都選挙管理委員会

日時 令和元年六月十九日から同月二十一日までの午前九  
時から午後五時まで

場所 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区  
西新宿二丁目八番一号

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

